

# 枚方市総合福祉センター清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

令和8年1月  
枚 方 市

## 1. 募集目的

枚方市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の利用者に飲料水等の提供による利用者サービスの拡充を図るため、清涼飲料水自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集する。

## 2. 自販機設置場所及び売上実績等

設置施設：総合福祉センター

所 在 地：枚方市津田東町2丁目26番1号

（参考）売上実績、設置事業者及び総合福祉センター延べ利用者数

直近で設置していた自販機の売上実績（令和5年4月1日～令和7年9月30日）は、以下のとおり。

令和5年度（2023年度）		
月	本数(本)	金額(円)
4	163	22,010
5	397	53,910
6	307	41,940
7	343	47,720
8	341	47,150
9	428	60,180
10	286	40,640
11	416	59,000
12	278	39,120
1	224	31,670
2	333	46,970
3	344	48,540

令和6年度（2024年度）		
月	本数(本)	金額(円)
4	288	40,780
5	396	56,380
6	294	42,100
7	447	63,920
8	384	55,140
9	378	53,840
10	436	62,370
11	268	38,170
12	430	60,800
1	305	43,480
2	379	54,300
3	300	43,170

令和7年度（2025年度）		
月	本数(本)	金額(円)
4	352	50,520
5	490	70,960
6	217	31,310
7	546	79,270
8	403	58,100
9	474	68,470

設置事業者：株式会社 山久

延利用者数：令和4年度 93,799人  
令和5年度 98,680人  
令和6年度 107,276人

設置場所 ※別紙図面参照	種別		台数	サイズ
1階 食堂スペース	清涼飲料水	酒類を除くホット・アイス兼用のもので、缶製品、ペットボトル製品、紙パック製品のいずれかの製品を販売するものとする。	1	幅 1,360mm 以内 奥行き 900mm 以内

### 3. 応募資格要件

申請時において、次の要件をすべて満たす者に限る。

- (1) 枚方市内に3年以上の自販機の設置実績があること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (3) 国税及び枚方市税の未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等でないこと。

### 4. 自販機の設置条件等

#### (1) 設置条件

##### ① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自販機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用する。

##### ② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年（2026年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの3年間とする。

##### ③ 行政財産使用料

本市が設定する最低使用料年額19,703円以上でかつ設置事業者が応募申込書（様式1）に記載した額とする。

納付については、当該年度の使用料を、別途指定する期日までに納付しなければならない。

また、納付された使用料は還付しない。

##### ④ その他必要工事等

設置事業者は、自己負担で次の工事を実施し、また設置に係る光熱水費を負担するものとする。

###### ・必要工事等

電気工事（自販機設置場所までの電源等引込工事、発生する光熱水費を計測するメータ－（子メーター）の設置工事）及び自販機設置工事。

###### ・光熱水費

設置事業者自らが設置した子メーターの積算に基づく光熱水費を負担するものとする。

#### (2) 遵守すべき事項

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 3. (2) にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。
- ③ 自販機の設置する権利又は自販機を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市と協議すること。
- ⑤ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 本市からの指示により販売品の一部入れ替えに対応すること。
- ⑦ 自販機は高齢者や障害者の利用にも十分配慮したユニバーサルデザイン仕様のものを設置すること。
- ⑧ 災害時に自販機内の販売品を無償提供できる機能を備えたものであること。停電時にも対

- 応できること。また、枚方市内に震度5弱の地震または枚方市災害対策本部の設置が必要となった災害において、その災害対策本部から飲料の提供について要請があった場合に販売品を無償提供することとし、自販機設置時に事業者と本市の間に協定書を取り交わすものとする。なお、自販機の無償提供するための設定は、本市側で行えるようにすること。
- ⑨ 許可期間内において、設置事業者の事情で自販機を撤去する場合は、特段の事由がある場合を除き、毎年3月31日付けで行うものとする。なお、撤去の申し出は、撤去を行おうとする前年の10月末日までに、本市に対して文書にて行うものとする。
- ⑩ 年度毎に販売数量（本数）及び売上金額（販売単価×売上本数）を報告すること。
- ⑪ その他、事情により設置事業者の名称や所在地等に変更が生じた場合は、速やかに本市に報告すること。

#### （3）維持管理責任

- ① 維持管理（転倒防止、機器の点検・保守、商品及びつり銭の補充、故障・盗難時の対応、苦情対応、消耗品の補充、清掃等）は、設置事業者の責任により行うこと。また、常に販売品の賞味期限に注意するとともに、売り切れがないようにすること。
- ② 自販機に併設して、原則として自販機1台につき1個以上の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で1週間に2回以上の割合でサービス担当者を派遣し、機械の整備、つり銭、必要消耗品等の補充及び代金の回収にあたらせるものとすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- ④ 自販機を設置するにあたっては、据付面、電源等を確認したうえで安全に設置すること。万が一、不備があった場合は、設置業者の責任により対応すること。
- ⑤ 故障等が発生した場合の緊急連絡先を自販機に明示すること。また、本市及び施設管理者からの連絡に敏速に対応すること。
- ⑥ 本市では、「環境保全都市枚方」の実現を目指しており、本市環境方針を踏まえ、本業務を実施するうえでも環境保全に配慮すること。
- ⑦ その他、必要に応じて市、施設管理者と協議を行うこと。

#### （4）使用許可の取消し又は変更

次に該当するときは、使用許可を取り消し又は変更することがある。

- ① 本市が使用許可した財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
- ② 設置事業者が使用許可条件に違反したとき。
- ③ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

#### （5）許可終了時の条件等

設置事業者は、使用許可期間が満了したとき、4. (2) ⑨により撤去するとき、又は前号の規定により使用許可を取り消された場合には、直ちに設置事業者の負担で使用許可を受けた財産を原状回復すること。

#### (6) 損害賠償責任

設置事業者は自販機の設置等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとする。

#### (7) その他

- ① 設置条件等は施設の物理的条件やその他やむをえない事由によっては、設置事業者と協議の上、変更する場合がある。
- ② その他自販機の設置条件等に疑義が生じたときは、すべて本市の決定するところによる。
- ③ センターの指定管理者等による飲食物の販売が週2回程度、実施予定あり。

### 5. 申込受付

#### (1) 受付期間

令和8年（2026年）1月22日（木）～1月30日（金）（ただし土・日曜、祝日を除く）  
午前9時～正午および午後1時～午後5時30分

#### (2) 受付場所

枚方市役所 健康福祉部 健康福祉政策課（枚方市大垣内町2丁目1番20号 別館2階）  
※ 申込みに必要な書類を直接持参し、提出すること。郵送・メール等による受付は行わない。

#### (3) 応募資格の確認について

提出した書類を受理した後、内容を審査し、参加要件を満たさないと判断した場合は受付を取り消し、その旨について申込者へ後日連絡する。

#### (4) 申込みに当たっての留意事項

使用許可は、原則として申込書に記載された名義以外では行えない。

#### (5) その他

- ① 提出期限経過後の受付及び提出後の変更・追加は認めない（ただし、本市が特段の理由があると認める場合を除く）。
- ② 応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は失格とする。また、不備があった場合も同様の取扱とする場合がある。
- ③ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ④ 応募に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

## 申込書類配付期間・配付場所

### 配付期間

令和8年（2026年）1月13日（火）～1月30日（金）（ただし土・日曜、祝日を除く）

午前9時～午後5時30分

### 配付場所

枚方市役所 健康福祉部 健康福祉政策課（枚方市大垣内町2丁目1番20号 別館2階）

※ 申込書類は枚方市ホームページからのダウンロードも可能。

枚方市ホームページ <http://www.city.hirakata.osaka.jp>

## 申込みに必要な書類

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 履歴事項証明書又は商業・法人登記簿謄本（発行後3か月以内のものに限る。）  
個人企業の場合は不要。
- ④ 代表者身分証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

### 個人企業のみ提出。

本籍所在地の市町村長発行の証明書（身分証明書）および東京法務局民事行政部後見登録課発行の成年後見登記されていないことの証明書の両方が必要。（どちらも発効後3カ月以内のものに限る。）

- ⑤ 法人の印鑑証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
- ⑥ 税証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

[国税] …「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税」について未納税額がないことを証明する「納税証明書（個人事業者は税務署様式その3-2、法人事業者は税務署様式その3-3）」を提出すること。

[市税] …会社の所在する市町村の市税に係る完納証明書を提出すること。

※枚方市税の完納証明については、枚方市に事業所がある場合の他、市民税の特別徴収（従業員が枚方市内に居住している場合で、会社が所得税を源泉徴収している場合には、会社が市に住民税を納付する義務がある）や固定資産税（枚方市に土地等、資産を保有している場合）を支払っている場合には提出が必要。

- ⑦ 事業概要

（ア）会社概要  
（イ）直近の貸借対照表、損益計算書  
（ウ）設置予定の自販機及び販売品の説明書、パンフレット等  
（エ）ユニバーサルデザイン・災害時無償提供機能（4.（2）⑦、⑧）について確認できる資料等

- ⑧ 3.（2）にかかる許認可等の免許証の写し

## 質疑について

質疑がある場合は、質疑書（様式3）で令和8年（2026年）1月20日（火）正午まで、メールにて受け付ける。なお、質疑内容・回答については令和8年（2026年）1月22日（木）午後4時に枚方市ホームページで公表する。

## 6. 設置事業者の決定について

- (1) 申込書（様式1）に記入された行政財産使用料が最も高い価格で申込みを行った事業者に決定する。また、最高価格の申込みが2者以上ある場合は、本市においてくじにより選定する。
- (2) 事業者選定結果については、枚方市ホームページで公表するとともに、設置予定事業者に決定した事業者にのみ、郵便で決定通知書を発送する。

## 設置予定事業者の決定の取消し

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消す。
  - ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きを行わなかった場合。
  - ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
  - ③ 設置予定事業者が本仕様書の内容を履行できない、若しくは履行しない恐れがある場合。
  - ④ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。
- (2) 前項の規定により、設置予定事業者としての決定が取り消された場合において、次順位の者に設置予定事業者としての決定を行う場合がある。

募集に関する問合せ先：枚方市 健康福祉部 健康福祉政策課

枚方市大垣内町2丁目1番20号（別館2階）

電話（072）841-1369

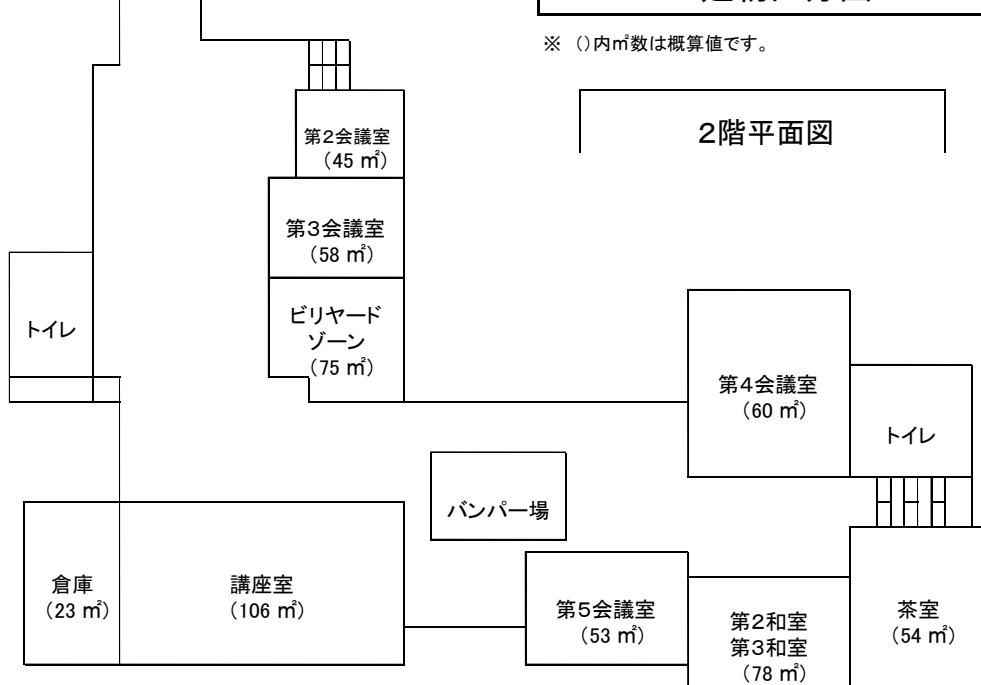
FAX（072）841-2470

MAIL [kenkousoumu@city.hirakata.osaka.jp](mailto:kenkousoumu@city.hirakata.osaka.jp)

## 総合福祉センター 建物区分図

※ ()内m<sup>2</sup>数は概算値です。

### 2階平面図



### 1階平面図

